

# 臨時報告書



伊藤忠商事株式会社

( 4 0 1 - 0 0 1 )

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成16年4月12日

【会社名】 伊藤忠商事株式会社

【英訳名】 ITOCHU Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 丹羽 宇一郎

【本店の所在の場所】 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号

【電話番号】 大阪(06)6241-2121

【事務連絡者氏名】 総務部 楠本 邦一  
 経理部 堀口 優

【最寄りの連絡場所】 東京都港区北青山2丁目5番1号

【電話番号】 東京(03)3497-2121

【事務連絡者氏名】 総務部 山口 泰正  
 経理部 村田 充

【縦覧に供する場所】 伊藤忠商事株式会社 東京本社  
 (東京都港区北青山2丁目5番1号)  
 伊藤忠商事株式会社 名古屋支社  
 (名古屋市中区錦1丁目5番11号)  
 伊藤忠商事株式会社 九州支社  
 (福岡市博多区博多駅前3丁目2番1号)  
 伊藤忠商事株式会社 中国支社  
 (広島市中区中町8番18号)  
 伊藤忠商事株式会社 北海道支社  
 (札幌市中央区北三条西4丁目1番地)  
 伊藤忠商事株式会社 東北支社  
 (仙台市青葉区中央1丁目3番1号)  
 伊藤忠商事株式会社 神戸支店  
 (神戸市中央区京町72番地)  
 株式会社大阪証券取引所  
 (大阪市中央区北浜1丁目6番10号)  
 株式会社東京証券取引所  
 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
 株式会社名古屋証券取引所  
 (名古屋市中区栄3丁目3番17号)  
 証券会員制法人福岡証券取引所  
 (福岡市中央区天神2丁目14番2号)  
 証券会員制法人札幌証券取引所  
 (札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1)

## 1【提出理由】

当社及び連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号並びに第19号の規定に基づき提出いたします。

## 2【報告内容】

### (1)当該事象の発生年月日

平成16年4月2日（当社取締役会決議日）

### (2)当該事象の内容

当社は、日本基準の「固定資産の減損会計」につき、平成17年度の強制適用を待つことなく、平成16年3月期において、早期適用を実行し、より一層の資産の健全化を推進するとともに、平成16年度からのたゆまぬ収益の拡大に全力を傾注することを平成16年4月2日の取締役会で決議いたしました。

### (3)当該事象の損益に与える影響額

減損会計の適用にあたっては、建設不動産部門の保有資産のみならず、本社及び各カンパニーが保有する固定資産に対して減損損失を計上し、また、子会社保有資産の減損損失に対しては引当金等を計上し、加えて、販売用不動産に対しても、資金回収を図ることを目的に売却を促進する一方、一括売却等販売価格の思い切った見直しを実行し、評価損を計上することから、平成16年3月期に合計約1,800億円の損失を計上することとなる見込みです。

### (4)当該事象の連結損益に与える影響

当社は連結財務諸表を米国で一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成しており、その米国基準に基づき、減損会計を導入済みであります。日本基準の減損会計の導入を機に、日本市場における不動産市況の回復が芳しくない状況も踏まえて、日本基準で減損判定したものについては、米国基準の連結決算においても、日本基準の考え方を尊重した上で、原則として同一物件については減損を認識することといたしました。また、販売用不動産に対しても、(3)に記載の方針に基づき評価損を計上することから、平成16年3月期に合計約1,500億円の損失を計上することとなる見込みです。

(今回の処理損失額の概要)

(単位：億円)

	単体	連結
(1)減損処理		
賃貸ビル等	600	600
社宅等共用資産（三田社宅（＝豪州大使館跡地）、コンピュータセンター等）	750	250
運営施設（子会社保有の運営施設、ゴルフ場等）	-	400
子会社における減損処理に対する本社側での手当（事業損引当）	300	-
小計	1,650	1,250
(2)販売用不動産売却損及び評価損	150	250
(1)～(2)合計	1,800	1,500

なお、上記「当該事象の内容」に係わって、今後、臨時報告書の提出要件である事象が生じた場合には、企業内容等の開示に関する内閣府令に基づき臨時報告書を提出いたします。

以上